

2010年度 前期 成績評価に関する 説明・開示・異議申立について

成績評価の内容について、不明な点や異議がある場合は、以下の手続きを取って下さい。

(1)【成績評価に関する説明および資料開示を求める場合】

「成績評価に関する説明・評価資料開示願」(用紙は補助教員室で配付)を補助教員室へ提出して下さい。

開示願受理後の流れ

1.開示願受理 2.担当教員へ連絡 3.面接日設定・学生への日程連絡 4.担当教員が学生と面接・説明(必要に応じ資料開示)

開示願提出期間：9月8日(水)～9月10日(金)9:00～17:00

(期間経過後は原則として受け付けません。)

(2)【成績評価に関する異議を申し立てる場合】

「成績評価に関する異議申立書」(用紙は補助教員室で配付)を補助教員室へ提出して下さい。

異議申立書受理後の流れ

1.異議申立書受理 2.成績評価審査委員会(以下：委員会と記す。構成メンバーは教務委員・隣接科目教員)設置 3.担当教員へ連絡 4.ヒアリング日設定・学生への日程連絡 5.委員会による学生へのヒアリング・調査・検討 6.委員会による担当教員へのヒアリング・調査・検討 7.法科大学院委員会で再評価の是非の承認 8.理由を付した決定書の配付

(注意事項)

成績評価に関する異議申し立ては、成績評価で不合格となった科目についてのみ受け付けます。

また、異議申立書の提出に当たっては、事前に「成績評価に関する説明・評価資料開示願」を提出し、担当教員から成績評価に関する説明を受けている事を前提条件と致します。

異議申立書提出期間：9月13日(月)～9月17日(金)9:00～17:00

(期間経過後は原則として受け付けません。)